

農業委員会だより（第24号） 平成29年2月発行

発行：天塩町農業委員会 編集：天塩町農業委員会事務局（天塩町役場内）

電話：01632-2-1001 / FAX：01632-2-2659

農業委員会制度が変わります

- 平成28年4月1日に施行された、農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員の選任方法が、公選制（選挙による選任）から、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改められました。
- 新制度は次の任期から適用され、任期は平成29年7月20日から平成32年7月19日までの3年間となります。
- 改正により変更になる点は次のとおりです。

1 事務の重点化

従前で任意事務だった担い手への農地集積、集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進が、必須事務になりました。

2 農地利用最適化推進委員の新設

農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各農業委員の地域での活動の2つに別れていることから、意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のため、農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないこととされました。

しかしながら、農地の集積が一定程度進んでおり、遊休農地率が1%未満の農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができるとされており、天塩町農業委員会については、農業委員が農地利用最適化推進委員の役割も兼任することとなります。

3 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定

農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での活動の整合性を確保するため、農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように務めなければならないこととされました。

4 農地中間管理機構との連携

担い手への農地等の利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消を進めるためには、農業委員の活動を含めて、農業委員会と農地中間管理機構が密接に連携することがもたらされました。

農業委員の選任について

○ 農業委員の選任については、次の方法により選任されることになります。

○ 農業委員の選任方法（カッコは予定月）



○ 推薦・応募の書面の記載事項は次のとおりです

- ① 推薦をする者の氏名、住所、職業、年齢、性別（団体の場合は、名称、目的、代表者名、構成員資格等）
- ② 推薦を受ける者又は応募者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況
- ③ 推薦を受ける者又は応募者が認定農業者に該当するか否かの別
- ④ 推薦又は応募の理由

○ 農業委員になることが出来ない者は次のとおりです

- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処され、その執行が終わるまで又は受けることが無くなるまでの者

○ 新制度では、認定農業者等要件が設けられ、農業委員の半数以上が認定農業者で占めるようにすることとされました。

○ 中立委員の任命

農業委員会は、農地等の権利移動の許可や農地転用許可に関する意見具申を行っており、その公平・公正な判断が強く求められる組織であることから、農業分野以外の者の意見を反映させることが適当とされました。このため、市町村長は農業委員の任命にあたっては、農業委員会所掌に関する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないこととされました。

○ 青年・女性の積極的な登用

市町村長は、農業委員の任命にあたっては、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこととされました。

○ 農業委員の秘密保持義務

農業委員については、これまで守秘義務は課せられていませんでしたが、近年個人情報保護の必要性が高まっているほか、平成 25 年度の農地法改正により、個人情報的大量に含まれる農地台帳の作成が農業委員会に義務付けられたことから、農業委員は、新たに秘密保持義務を課すこととされました。

この対象として、具体的には、農地台帳の公表事項ではない、農地所有者及び賃貸人の住所、賃借料の額、その他職務上入り得た秘密が該当します。

農業委員は、その職を退いた後も含め、職務上入り得た秘密を漏らしてはならないこととされ、違反した場合には 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が課せられます。

○ 農業委員の定数について

天塩町農業委員会委員の定数は 11 名です。

現在の農業委員の地区割は次のとおりです

更 岸 ・ 干 拓 方 面：吉田 謙司委員、奥山 稔委員、湯澤 敏孝委員
川 口 方 面 ・ 西 産 土 ・ 六 志 内：安川 和範委員、谷村 敏彦委員
振 老 ・ 作 返 ・ 北 産 土 ・ 中 産 土：黒川 益毅職務代理者、鎌田 英樹委員
東 産 土 ・ 円 山 ・ 雄 信 内 ・ 辰 子 丑 方 面：穴戸 栄一会長、山本 俊栄委員
西 雄 信 内 ・ 泉 源 方 面：佐藤 博幸委員、満保 豊委員

農業者年金受給者の皆さんへ

○ 経営移譲年金の適正な運用について

・ 経営移譲年金を受給している方で、農業を再開していたり、農地所有適格法人に出資し構成員となっていたり、後継者及び第三者に使用収益権（賃貸借・使用貸借）を設定した農地が返還になった場合、経営移譲年金が支給停止になり、その事象が発生した時期まで遡って経営移譲年金の返還などの措置が取られることがあります。

経営移譲年金は、農業者の若返りを期待して、経営を廃止し、後継者および第三者に経営を譲ることを要件に支給されることになっておりますので、農地の返還等、支給停止に該当することがあった場合、農業委員会または JA に連絡頂ますようお願いいたします。

農業者年金に加入しませんか？

○ 新制度農業者年金について

- ・新制度農業者年金は、現役世代が受給者を支えてきた旧制度農業者年金と違い、60 歳までに自分で積み立てた保険料を、農業者年金基金が運用し、65 歳から積み立てた保険料と運用益を合わせて、受け取ることができる終身年金制度です。
- ・加入の要件は、国民年金 1 号被保険者(付加年金に加入すること)、60 歳未満、60 日以上農業に従事していればどなたでも加入することができます。保険料は月額 2 万円から 6 万 7 千円までとなっており、いつでも自由に変更することができます。また、農業者年金の保険料は、全額社会保険控除になりますので、税制的にも大変有利な制度となっています。
- ・更に要件を満たすことで、国から保険料の補助を受けられる制度もありますので、詳しくは、農業委員会もしくは JA までお問い合わせください。

農地の賃借料の提供について

農地法第 52 条の規定に基づき、平成 27 年 1 月から 12 月までに締結された賃貸借契約における年間の賃借料水準（10a あたり）について、つぎのとおりお知らせしますので、農地の賃借料を決める参考としてご活用ください。

地区名	データ数 筆	最大値 百円/10a	最小値 百円/10a	平均値 百円/10a
サラキシ地区	58	30	15	22
川口地区	71	20	8	15
下サロベツ地区	14	15	15	15
ウブシ地区	24	16	5	12
オヌプナイ地区	126	20	9	16

農業委員会事務局からのお知らせ

ー 農業委員会事務局の職員の異動についてー

4 月 1 日の人事異動により、事務局職員が変わりましたのでお知らせします。

・事務局次長 橋田 仁司→事務局次長 小塚 和博

10 月 1 日の人事異動により、事務局職員が変わりましたのでお知らせします。

・事務局長 鎌田 剛 →事務局長 青野 朋之